会議の名称	議会運営委員会 ~~協議会~~	開催月日・令和８年８月 24 日 開会時間・午前・~~午後~~09 時 58 分 閉会時間・午前・~~午後~~10 時 38 分
出席者	藤川　貴雄　　後藤　國弘　　山田　紘治　　南谷　佳寛 豊島　保夫　　後藤　　徹	
欠席者		
オブザーバー	議長　原　一郎　　副議長　南谷　清司	
傍聴者	花村　隆議員　　野口　佳宏議員	
説明のために出席した者	藤井議会事務局長　浅井議会総務課長　堀議会総務課長補佐 森議会総務課主任	
協議事項	・９月定例会について ・その他	

	【開会＝午前９時 58 分】
藤川委員長	ただいまから議会運営委員会を開会いたします。本日の審議事項はお手元に配付したとおりであります。 まず、９月定例会について協議を行います。では、市長提出案件について、執行部から説明願います。
副市長	それでは、令和８年８月 28 日開会の第４回羽島市議会定例会において審議をお願いする付議案件について、ご説明いたします。付議する案件の内訳は、専決処分の報告３件、財政の健全化に関する報告２件、放棄した債権の報告１件、人事案件２件、条例の一部改正８件、令和８年度補正予算３件、市道路線の廃止１件、市道路線の認定１件、令和７年度決算の認定８件、以上 29 件でございます。 それでは順次説明いたします。議案書の４ページをお願いします。 「報第５号　専決処分の報告について」です。令和７年 12 月 18 日午後４時 30 分頃、竹鼻町狐穴字壺柄山 438 番地先の道路の沈下による段差により歩行者が転倒し、左足首を骨折しました。これに対する損害賠償額を専決処分により定めましたので、報告するものです。損害賠償額は 18 万円で、相手方は羽島郡笠松町在住の個人です。また、過失割合は双方の弁護士の話合いにより、市が約 32%、相手方が約 68%です。 次に、議案書５ページをお願いいたします。 「報第６号　専決処分の報告について」です。令和８年６月４日午後３時 12 分頃、羽島市内の路上において公用車が後退した際、公用車の後部が車庫の柱と雨どいに接触し、損傷を与えました。これに対する損害賠償額を専決処分により定めましたので、報告するものです。損害賠償額は 14 万 9,600 円で、相手方は羽島市在住の個人です。また、過失割合は市 10 割です。 次に、６ページをお願いいたします。 「報第７号　専決処分の報告について」です。令和８年４月 19 日午後６時 30 分頃、桑原町大須一丁目 20 番地先の道路上の穴により、北進していた自動車のタイヤとホイールに損傷を与えました。これに対する損害賠償額を専決処分により定めましたので、報告するものです。損害賠償額は３万 6,432 円で、相手方は岐阜市在住の個人です。また、過失割合は市４割、相手方６割です。 次に、議案書７ページをお願いいたします。

	「報第８号　令和７年度羽島市健全化判断比率の報告について」です。地方公共団体の財政の健全化に関する法律第３条第１項の規定により、令和７年度羽島市健全化判断比率を監査委員の意見を付して報告するものです。令和７年度決算に基づく健全化判断比率は、実質赤字比率及び連結実質赤字比率については赤字額がありませんでした。また、実質公債費比率は7.3%、将来負担比率は、将来負担額から充当可能財源等を差し引いた数値がマイナスとなり、いずれも早期健全化基準を下回りました。 次に、８ページをお願いいたします。 「報第９号　令和７年度羽島市資金不足比率の報告について」です。地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第１項の規定により、令和７年度羽島市資金不足比率を監査委員の意見を付して報告するものです。令和７年度決算に基づく公営企業の資金不足比率は、いずれも資金不足はありませんでした。 次に、９ページをお願いします。 「報第10号　放棄した債権の報告について」です。羽島市債権管理条例第９条第１項の規定により放棄した市の債権について、同条第２項の規定により報告するものです。放棄した債権の件数及び金額は、市民病院個人医療費負担金が14件53万3,102円、水道料金が72件44万7,593円、水道開栓手数料が２件で1,000円、合わせて88件98万1,695円です。 次に、10ページをお願いいたします。 「議第64号　羽島市公平委員会委員の選任について」です。現委員の河路義隆さんの任期が令和８年10月10日に満了となることから、新たに服部晋一郎さんを委員に選任したいので、議会の同意を求めるものです。 次に、11ページをお願いします。 「議第65号　羽島市教育委員会委員の任命について」です。現委員の今枝甫さんの任期が令和８年10月20日に満了となることから、新たに杉山裕亮さんを委員に任命したいので、議会の同意を求めるものです。 次に、議案書12ページをお願いいたします。 「議第66号　羽島市不当要求行為等対策条例の一部を改正する条例について」です。職場におけるカスタマーハラスメントを防止するため、事業主に雇用管理上必要な措置を講ずることが義務付けられることに伴い、条例の一部を改正するものです。 改正内容としては、国の定義に該当するカスタマーハラ

	スメントと、条例で規定されている不当要求行為等をカスタマーハラスメント等として一体的に整理するとともに、労働施策総合推進法で求められる事業主の義務等を条例に反映するものです。 　具体的には、市長の責務、組織的な対応、相談体制、職員の保護、研修及び再発防止等の措置の整備等を行うものです。この条例は令和８年 10 月１日から施行するものです。 　次に、22 ページをお願いいたします。 　「議第 67 号　羽島市福祉ふれあい会館条例の一部を改正する条例について」です。羽島市児童センターにおける利用者の安全と安心を確保するため、条例の一部を改正するものです。 　改正内容としては、羽島市福祉ふれあい会館内に設置されている羽島市児童センターの利用に関し、不適切な利用をする者に対し、利用の制限、中止又は禁止をすることができる規定を設けるものです。この条例は公布の日から施行するものです。 　次に、24 ページをお願いします。 　「議第 68 号　羽島市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例について」です。学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律施行規則の公布に伴い、条例の一部を改正するものです。 　改正内容としては、法改正に伴い、羽島市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び羽島市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の中に、児童対象性暴力等の防止に係る規定を新設するものです。この条例は令和８年 12 月 25 日から施行するものです。 　次に、議案書 27 ページをお願いいたします。 　「議第 69 号　羽島市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について」です。廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の一部を改正する法律の公布に伴い、条例の一部を改正するものです。 　改正の内容としては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の一部を改正する法律の公布に伴い、当該条例における引用条項にずれが生じたため、条例中の引用箇所を改めるものです。この条例は公布の日から施行するものです。 　次に、議案書 29 ページをお願いいたします。 　「議第 70 号　羽島市認可地縁団体の印鑑の登録及び証

	明に関する条例の一部を改正する条例について」です。地方自治法施行規則の一部を改正する省令の公布に伴い、条例の一部を改正するものです。 改正の内容としては、地方自治法施行規則の改正に伴い、当該条例中の同規則の引用条項にずれが生じたため、条例中の引用箇所を改めるものです。この条例は令和８年 10 月１日から施行するものです。 次に、31 ページをお願いいたします。 「議第 71 号　羽島市景観条例の一部を改正する条例について」です。都市再生特別措置法等の一部を改正する法律の公布に伴い、条例の一部を改正するものです。 改正内容としては、景観法の改正に伴い、当該条例中の同法の引用条項にずれが生じたため、条例中の引用箇所を改めるものです。また、景観整備機構が景観整備推進法人に変更されたため、条例中の引用箇所を改めるものです。なお、本市には景観整備機構はございません。この条例は、都市再生特別措置法等の一部を改正する法律の施行の日から施行するものです。 次に、議案書 34 ページをお願いします。 「議第 72 号　羽島市駐車場条例の一部を改正する条例について」です。羽島市駅北駐車場等の駐車料金を見直すため、条例の一部を改正するものです。 改正の内容としては、岐阜羽島駅北及び南にある市営駐車場について、維持管理費を確保するための施策として駐車料金の見直しを行うものです。また、併せて、駅利用者の路上での駐停車を抑制するため、無料時間の緩和を行うものです。具体的には、駐車料金について、現在 30 分ごとに 100 円、初めの 20 分まで無料であるところを、30 分ごとに 200 円、初めの 30 分まで無料とするものです。この条例は令和８年 12 月１日から施行し、所要の経過規定を設けるものです。 次に、36 ページをお願いします。 「議第 73 号　羽島市火災予防条例の一部を改正する条例について」です。調理に用いる器具の周囲で使用される排気ダクトに起因する火災の発生を予防するため、条例の一部を改正するものです。 改正の内容としては、焼肉店等で使用される火気器具の周囲に設置される排気ダクト、グリス除去装置等に油脂等が付着しないよう、適切に点検、清掃等の管理を行うことを義務付けるものです。この条例は令和９年４月１日から施行するものです。

	次に、39ページをお願いいたします。 「議第 74 号　令和８年度羽島市一般会計補正予算第３号について」です。歳入歳出予算に 13 億 348 万 6,000 円を追加し、総額を 308 億 9,217 万 3,000 円とするものです。 補正内容は、財政調整基金積立金、国・県返還金及び道路維持管理費等です。財源は、繰越金及び市債等を充てるものです。併せて、債務負担行為及び地方債の補正をお願いするものです。 次に、議案書 52 ページをお願いします。 「議第 75 号　令和８年度羽島市国民健康保険特別会計補正予算第２号について」です。歳入歳出予算に 2,300 万 2,000 円を追加し、総額を 67 億 2,518 万 1,000 円とするものです。 補正内容は償還金です。財源は繰越金を充てるものです。 次に、57 ページをお願いします。 「議第 76 号　令和８年度羽島市介護保険特別会計補正予算第１号について」です。歳入歳出予算に１億 849 万 9,000 円を追加し、総額を 70 億 5,736 万 8,000 円とするものです。 補正内容は、介護保険給付準備基金積立金及び返還金等です。財源は繰入金等を充てるものです。 次に、62 ページをお願いいたします。 「議第 77 号　市道路線の廃止について」です。道路法の規定により、63 ページのとおり、江吉良大沼６号線を廃止したいので、議会の議決を求めるものです。 次に、65 ページをお願いいたします。 「議第 78 号　市道路線の認定について」です。道路法の規定により、66 ページのとおり、須賀 52 号線ほか１路線を認定したいので、議会の議決を求めるものです。 次に、69 ページをお願いいたします。 ここからは令和７年度の決算関係です。当該ページの認第１号から 72 ページの認第８号までの８件については、令和７年度羽島市一般会計及び特別会計の歳入歳出決算並びに公営企業会計の決算について、監査委員の意見を付して認定をお願いするものです。別冊において決算書を調製しておりますので、後ほどお目通しを願います。 以上、本定例会においてご審議をお願いする付議案について、ご説明いたしました。よろしくお願いいたします。
藤川委員長	市長提出案件について、何かございますか。

	〔発言する者なし〕
藤川委員長	執行部はここで退席していただいて結構です。ありがとうございました。 〔執行部退席〕
藤川委員長	次に、請願について説明を願います。
議会事務局長	昨日までに受理した請願は４件でございます。 「請第２号　学校体育館等へ早急に空調設備の整備をすることを求める請願」です。紹介議員、花村隆議員。請願者、羽島社会保障推進協議会会長、佐野隆史さん。付託委員会は、民生文教委員会でございます。 「請第３号　補聴器購入費補助制度改善に関する請願」です。紹介議員、花村隆議員。請願者、羽島社会保障推進協議会会長、佐野隆史さん。付託委員会は、民生文教委員会でございます。 「請第４号　小中学校の体育館全校に“早急に”空調設備（エアコン）の設置を求める請願」です。紹介議員、豊島保夫議員、川柳雅裕議員。請願者、新日本婦人の会羽島支部支部長、柴田典子さん。付託委員会は、民生文教委員会でございます。 「請第５号　ホルムズ海峡封鎖等の影響による中小業者の緊急事態の打開を求める請願」です。紹介議員、花村隆議員。請願者、岐阜南民主商工会副会長、森雅行さん。付託委員会は、産業建設委員会でございます。
藤川委員長	次に、陳情・要望について説明を願います。
議会事務局長	昨日までに受理した陳情・要望は０件でございます。
藤川委員長	次に、議案の付託先について説明を願います。
議会事務局長	先ほど副市長から説明がありましたとおり、当初に付議されます案件は、専決処分の報告３件、財政の健全化に関する報告２件、放棄した債権の報告１件、人事案件２件、条例の一部改正等８件、令和８年度補正予算３件、市道路線の廃止１件、市道路線の認定１件、令和７年度決算の認定８件の計 29 件となります。 また、付議される案件のうち、報第５号から報第 10 号ま

	で、議第 64 号及び議第 65 号の８件は委員会付託を省略しますので、議案の付託につきましては、総務委員会４件、民生文教委員会５件、産業建設委員会４件、予算決算特別委員会８件の計 21 件になります。 なお、認第１号から認第８号までの決算認定の８件は、会議規則第 36 条により、議決で予算決算特別委員会へ付託することとなりますので、よろしくお願いします。
藤川委員長	局長から説明のあったとおり付託してよろしいですか。 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
藤川委員長	ご異議なしと認め、そのように進めてまいります。 次に、会期日程について説明を願います。
議会事務局長	会期は、８月 28 日から９月 18 日までの 22 日間でございます。 日程につきましては、初日 28 日は、議長から諸般の報告を願い、市長提出案件の説明を願い、散会となります。29 日から９月２日までは休会とし、３日と４日は一般質問、５日と６日は休会とし、７日と８日は一般質問です。 なお、一般質問要旨通告書が 16 人から提出されましたので、１日目４人、２日目４人、３日目４人、４日目４人の４人ずつの構成で進めます。 ９日は休会とし、10 日は議案質疑、委員会付託を行います。委員会付託省略の８件のうち、議第 64 号及び議第 65 号の２件は、討論、採決までお願いします。本会議終了後、議員間討議をお願いしたいと思います。 11 日から 17 日までは休会とし、休会中の 11 日に予算決算特別委員会、総務委員会、14 日に予算決算特別委員会、民生文教委員会、15 日に予算決算特別委員会、産業建設委員会をそれぞれ開催し、最終日 18 日は、委員長報告、質疑、討論、採決と進めていただきます。 代表質問につきましては、９月定例会は、清風クラブ、清和クラブ、元気・羽島クラブ、公明党、清流政策研究会、正統派・無所属の会、自由クラブ、新伸会、日本共産党羽島市議団の順になりますので、よろしくお願いします。 議員間討議につきましては、９月 10 日の議案質疑終了後に行っていただきますが、テーマの決定を８月 28 日、初日の本会議終了後に行っていただきますので、よろしくお願いいたします。

	議案質疑や委員会での質疑の連絡期限につきましては、それぞれ質疑等が行われる２日前の正午までとし、10 日の議案質疑は２日前の８日火曜日の正午まで、11 日の予算決算委員会総務分と総務委員会は９日水曜日正午まで、14 日の予算決算委員会民文分と民生文教委員会は 10 日木曜日正午まで、15 日の予算決算委員会産建分と産業建設委員会は 11 日金曜日正午までとなりますので、よろしくお願いします。 そのほかにつきまして、初日８月 28 日の本会議終了後に全員協議会を開催し、その後に議員間討議のテーマ決め、続いて広報広聴委員会を開催しますので、よろしくお願いします。また、９月 10 日の議案質疑の終了後に、議員定数・報酬等検討特別委員会を開催します。その後に議会運営委員会を開催いたしますので、よろしくお願いします。
藤川委員長	ただいま、局長から説明のあったとおり進めてもよろしいでしょうか。 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
藤川委員長	ご異議ないようですので、そのように取り計らうことといたします。 ９月定例会に関して、そのほか、何かございますか。 〔発言する者なし〕
藤川委員長	以上で９月定例会についての協議を終了いたします。 その他について、何かございますか。
原議長	議会改革特別委員会委員長から報告がありました事項について、ご協議願いたいと思います。 議会改革特別委員会では、一般質問要旨通告書及び議案質疑・委員会質疑連絡票の様式について検証を行い、一般質問要旨通告書につきましては現行のまま運用することとし、議案質疑・委員会質疑連絡票につきましては、お手元の案のとおり様式を変更することに決定した旨の報告がありました。 これらの報告について、この議会運営委員会でご協議願うとともに、この９月定例会から適用してはどうかと思いますので、ご協議をよろしくお願いいたします。

藤川委員長	ただいま議長から提案がございました案件について、何かご意見等ございますか。
豊島委員	議長からご提案いただいた内容については、試行ということでやってきましたが、特に委員会質疑のほうは提出する連絡票の量が膨大でした。私だけではなく、同僚議員からも紙の枚数も増えるということで意見がありましたので、まず大前提として、今のご提案には大賛成です。 大賛成ですが、今回、見直しということですけれども、議会改革特別委員会でも議論が出ていたのでしょうか。
原議長	議会改革特別委員会のほうで改善についての要望がございまして、今の煩雑な部分を改善したいということでしたので、今回、提案させていただきました。あとは議会運営委員会のほうで諮ってくださいということでございました。
豊島委員	議会改革特別委員会のほうで当初お決めになったときも申し上げたのですが、そこで十分な審議をされて議長のほうに申し出て、全員協議会にもかかっていますが、今回も十分に審議されたのかなということだけ思いました。 これは意見ですが、もう少ししっかり議論してくださいということです。これは議長に申し上げることではないですが、以上で発言を終わります。
山田委員	議長、「煩雑な部分」というのは、もう少し説明していただけませんか。
原議長	旧様式と比べていただけると、改善されたところが分かるのですが、旧様式は内容と連絡票と分かれていましたが、こちらの新様式に変わったということです。
豊島委員	この様式の施行はいつからですか。
原議長	先ほどお伝えしましたとおり、この９月定例会から適用してはどうかということです。
藤川委員長	９月初日に全員協議会がありまして、そこで報告し、皆さんのご意見も伺いながら、了承が得られれば９月からスタートするという形でいかがでしょうかということですが、よろしいですかね。そのような形で進めていってはど

	うでしょうか。
南谷佳寛委員	それでよいと思います。この新しい様式はいつごろ提供されますか。
藤川委員長	全員協議会終了後に、様式についてはタブレットに配付することになります。 整理しますと、今までは質疑連絡票という一覧表があったのですが、それがなくなって、質問したいことをまとめた紙１枚になるということです。質問数が多ければ２枚、３枚になるかもしれませんが、一覧表がなくなるということと、議案ごとに１枚１枚質問を書いていたものが、１枚の紙にまとめて書けるようになったというところが変更点だと理解しています。補足があればお願いいたします。
議会事務局長	新しい様式ですけれども、質疑の場ごとに提出していただきます。例えば、議案質疑を行う場合には、議案質疑として１枚書いていただき、委員会質疑の場合は、それぞれの委員会で１枚ずつ書いていただくという形になります。
藤川委員長	皆さん、よろしいでしょうか。 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
藤川委員長	ご異議ないようですので、そのように進めていく方向といたしたいと思います。 副議長、何かございますか。 〔発言なし〕
藤川委員長	ほかに何かございますか。
議会事務局長	先日の議員定数・報酬等検討特別委員会におきまして、定数、報酬、政務活動費に関する９月定例会での発議につきましては、これまでの取扱いを踏まえまして、議会運営委員会からの発議になる旨をご説明させていただきました。 その後、改めて整理いたしましたところ、今回は定数、報酬、政務活動費について調査、検討するために特別委員会を設置しており、これまで同委員会において協議を重ねていただいております。

	こうした経緯を踏まえまして、今回につきましては、実際に調査、協議等を行ってきた特別委員会において、その協議結果に基づいて発議していただくことが適当ではないかと考えております。 したがいまして、先日、議会運営委員会からの発議と説明いたしましたが、今回につきましては、所管する特別委員会からの発議とする取扱いに改めさせていただきたいと考えております。 また、このことにつきましては、10日に開催されます特別委員会におきまして、事務局から説明させていただきたいと考えております。
藤川委員長	ただいまの局長からのお話について、何かございますか。
山田委員	特別委員会からの発議というのは、定数や政務活動費、報酬について、今まで検討してきた委員会で行うという意味ですか。分科会とは違うわけですか。
議会事務局長	事務局の考えとしましては、特別委員会の正副委員長が正副議長となりますので、各分科会の委員の中から発議者となっていただきたいと考えております。 また、特別委員会終了後には、発議内容に賛同される方は、署名をお願いしたいと考えております。
山田委員	それで、金額の相違なのですが、政務活動費は分科会の意見である18万円から12万円に変わってきているでしょう。そういう問題についてはどうですか。
藤川委員長	内容については、前回の議員定数・報酬等検討特別委員会で話はまとまっています。そこでまとまった内容を、それぞれの分科会から発議してはどうかというのが、今の局長の説明です。誰が発議するかというところについての説明です。
山田委員	政務活動費は12万円で発議しようということですか。
藤川委員長	発議の内容は、定数が２減、報酬は議員案ということで約42万円、元に戻すということです。政務活動費18万円ということが、前回の議員定数・報酬等検討特別委員会で、賛成多数により決まったことですよね。その内容で発議するという流れになっています。

	議会運営委員会で発議するのか、特別委員会で発議するのかというところで、今、事務局から説明があったのは、特別委員会があるので特別委員会から発議してはどうかというお話です。内容が変わるということではありません。 そのように進めたいと思います。ご異議ございませんか。 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
藤川委員長	ご異議なしと認めます。 ほかに何かございますか。
山田委員	粟津議員の懲罰の関係なのですが、今後、どのように進めていかれるつもりですか。懲罰特別委員会のほうの判断で行われるのですか。
藤川委員長	懲罰特別委員会が組織されていますので、そちらのほうで話し合われていくものと理解しています。
山田委員	議会運営委員会には関係ないわけですね。
藤川委員長	ここは議会運営委員会ですので、ここで協議することではないと理解しています。 ほかにございますか。 〔発言する者なし〕
藤川委員長	これにて委員会を閉会いたします。ご苦労さまでした。 【閉会＝午前 10 時 38 分】